

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「本大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施体制

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、警察、交通事業者およびその他関係機関（以下「関係機関等」）の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務を行う期間は、原則として公式練習日等を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅、指定駐車場およびその他大会諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、それに係る料金は自己負担とする。公共交通機関による輸送が困難な場合および競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送・交通業務内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻、輸送経路等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設定し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿（愛荘町外への配宿をいう。）によって愛荘町外に所在する旅館等を宿泊施設として利用する大会関係者等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

競技会場周辺に十分な駐車場がないことから、一般観覧者は、指定した駐車場からのシャトルバス運行により輸送するなど必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降所の設置

競技会場にバス・タクシー乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

（ア）指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、大会関係者等の下車駅等を宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上を設定する。

（ウ）指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離および地域の交通事情等を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

（2）輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

（ア）計画輸送に使用する車両については、借上げバスまたはタクシー等とする。

（イ）借上げバスについては、原則として実行委員会が精査した必要台数を県実行委員会が一括して確保するものとする。

（ウ）計画輸送のためにバス・タクシー等の輸送力増強が必要と認められる場合に

は、必要に応じて県実行委員会と協議のうえ、関係機関等の協力を確保する。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

本大会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場およびその周辺ならびに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

競技会場及周辺道路における通行の安全および混雑防止のため、必要に応じて整理誘導員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保および開設

道路交通事情および大会関係者等の車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、競技会場の周辺に必要に応じて指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場には係員を配置し、場内で事故のないよう車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

開催期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用促進および自家用車での来場自粛を働きかける。また町民に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止および自家用車両の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

輸送対象者の通行が予想される道路の安全な通行の確保、破損個所の補修等必要な保全対策および、開催期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺

の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会に関する輸送交通業務については、必要に応じてこの要項準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

付 則

この要項は、令和5年10月4日から施行する。